



12 自動車・タクシー

福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付

- ◆内容 外出困難な心身障がい者に対し、以下の場合に利用できる助成券を年1回交付します。
《タクシーの利用》区と契約している事業者のタクシーに、障がい者本人が乗車
(乗車地：東京23区・武蔵野市・三鷹市)
《ガソリンスタンドでの利用》指定ガソリンスタンドで区へ登録済みの車両に給油
- ◆対象 ①下肢・体幹・移動・平衡機能障がいのある1級～3級
②視覚障がいのある1級・2級 ③内部機能障がいのある1級
④愛の手帳1度・2度
※特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所中の方は受給できません。
- ◆交付冊数 【4月～7月に申請】3冊(33,000円分)
【8月～11月に申請】2冊(22,000円分)
【12月～3月に申請】1冊(11,000円分)
- ◆必要なもの 《共通》①身体障害者手帳または愛の手帳
※代理申請・受領の場合は、代理者の身分証明書が必要です。
《自動車の燃料費の支払いに利用する場合のみ》
②車検証(自家用に限る)または標識交付証明書
※令和5年1月以降に交付された電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要です。
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係(区役所北館1階)
TEL 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754
障がい福祉課各援護係(☎11ページ参照)

福祉自動車燃料助成券の交付

- ◆内容 身体障がい者本人が運転する自動車(軽自動車、自動二輪車等を含む)または原動機付自転車の燃料費の支払いに利用できる助成券を年1回交付します。
※指定ガソリンスタンドで区へ登録済みの車両に給油
- ◆対象 次のいずれかに該当し、ご自身で運転される方
①下肢・移動機能障がいのある4級 ②内部機能障がいのある2級・3級
※特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所中の方は受給できません。
- ◆交付冊数 《自動車(軽自動車を含む)の場合》
【4月～7月に申請】3冊(33,000円分)
【8月～11月に申請】2冊(22,000円分)
【12月～3月に申請】1冊(11,000円分)
《自動二輪車等、原動機付自転車の場合》
【4月～9月に申請】2冊(22,000円分)
【10月～3月に申請】1冊(11,000円分)
- ◆必要なもの ①身体障害者手帳 ②運転免許証
③車検証(自家用に限る)または標識交付証明書
※代理申請・受領の場合は、代理者の身分証明書が必要です。
※令和5年1月以降に交付された電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要です。
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係(区役所北館1階)
TEL 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754
障がい福祉課各援護係(☎11ページ参照)



タクシー運賃の割引

- ◆内容 身体障害者手帳・愛の手帳所持者の運賃が 10%割引になります。
※精神障害者保健福祉手帳所持者も、一部のタクシー会社を除き、割引されます
- ◆利用方法 乗車時に手帳の写真貼付ページを乗務員に提示して本人確認を受けてください。
- ◆問合せ先 東京ハイヤー・タクシー協会
〒102-0074 千代田区九段南 4-8-13
TEL 03-3264-8080 (平日9時から17時まで) **FAX** 03-3221-7665
- ◆苦情・要望 東京タクシーセンター (23区・三鷹市・武蔵野市のみ)
〒136-0076 江東区南砂 7-3-3
TEL 03-3648-0300 (平日9時から17時まで) **FAX** 03-3648-1900

介護・福祉タクシー（車椅子専用車、寝台車）のコールセンター

- ◆内容・利用方法 民間団体（福祉タクシー事業者団体）が、障がい者（児）および高齢者、疾病その他の理由により、公共交通機関の利用が困難な方に、有料でリフト付き自動車による移送サービスを行います。
- ◆問合せ先 福祉限定輸送協会 介護タクシーコールセンター
TEL 0120-489-288 (平日9時から17時まで) **TEL** 03-5856-6802
FAX 03-5856-6807 **URL** <http://www.kaigo-taxi.or.jp>
※ファクスまたはホームページへは 24 時間送信できます。
(手配・報告等は平日9時から17時まで)
東日本介護タクシー協同組合 配車コールセンター
TEL 0120-165-002 (平日9時から17時まで) **FAX** 03-3871-5553
E-mail info@t-kaigotaxi.jp **URL** <https://www.t-kaigotaxi.jp>

有料道路通行料金の割引

- ◆内容 身体・重度の知的障がい者（児）が通勤・通学、通院等の日常生活で有料道路を利用する場合、通行料金が 50%割引になります。※事前申請が必要です。
- ◆対象者 《障がい者が運転する場合》身体障害者手帳所持者
《介護者が運転する場合（障がい者が乗車する車に限る）》
第1種身体障害者手帳、第1種愛の手帳所持者
- ◆利用方法 料金所の係員に、事前申請後に登録済みシールが貼付された身体障害者手帳または愛の手帳を提示してください（ETC 利用者にも割引が適用されます。）。
- ◆自動車の登録（任意） ETC を利用する場合、自動車の登録にあわせて ETC 利用申請をすることで、ノンストップ走行で本割引が適用できます。
※登録できる自動車は 1 人につき 1 台、障がい者本人または同居する家族等が所有する自家用自動車のみ（事業用や法人名義の自動車を除く）
- ◆その他 知人の車、車検時の代車、レンタカーやタクシー、福祉有償運送などでも、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。
- ◆申請先 障がい福祉課各援護係（※ 11 ページ参照）
※自動車を事前登録のうえ、ETC 利用申請をする場合のみ、オンラインでも申請できます。 **URL** <https://www.expressway-discount.jp/>
- ◆問合せ先 <<制度に関する問い合わせ先>>
東日本高速道路(株) **TEL** 0570-024-024 (**TEL** 03-5308-2424) (24 時間)
首都高速道路(株) **TEL** 03-6667-5855 (24 時間)
中日本高速道路(株) **TEL** 0120-922-229 (**TEL** 052-223-0333) (24 時間)
西日本高速道路(株) **TEL** 0120-924-863 (**TEL** 06-6876-9031) (24 時間)
阪神高速道路(株) **TEL** 06-6576-1484 (24 時間)
本州四国連絡高速道路(株) **TEL** 078-291-1033 (9 時～17 時 30 分)



自動車運転免許取得

(1) 自動車運転教習費用の助成

- ◆内容 身体・知的障がい者が第1種普通自動車運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。
- ◆対象 次のいずれにも該当する方で、教習所を卒業していない方
 - ①道路交通法施行規則第23条に規定する適正試験に合格し、自動車教習所に入所を承認された
 - ②身体障害者手帳1～3級（ただし、内部障がいは4級で歩行困難な方、下肢・体幹機能障がいは4～5級で歩行困難な方を含める）または愛の手帳1度～4度
 - ③区内に引き続き3か月以上居住 ④前年の所得税額が40万円以下
 - ⑤他の制度で同様の助成を受けていない
- ◆助成限度額 下表「助成限度額一覧」参照
- ◆必要なもの ①身体障害者手帳または愛の手帳 ②自動車運転教習所入所証明書
③所得税額を証明するもの（確定申告書の控え、源泉徴収票等）
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係（区役所北館1階）
TEL 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754
障がい福祉課各援護係（☎ 11ページ参照）

表 助成限度額一覧

助成区分	所得税額	助成限度額
第1種普通自動車運転免許	非課税	164,800円
	42,000円以下	144,200円
	42,001円以上400,000円以下	123,600円

(2) 自動車運転技能習得費の貸付

- ◆内容 障がい者が運転免許の取得を必要としている場合の費用の貸付を行います。
※上記(1)「自動車運転教習費用の助成」の利用が優先されます。
- ◆金額 自動車運転免許を取得するのに必要な最低限の費用（☎ 86ページ参照）
- ◆問合せ先 足立区社会福祉協議会（区役所南館11階）
TEL 03-3880-5740 FAX 03-3880-5697

身体障がい者自動車改造費の助成

- ◆内容 重度身体障がい者が、取得した自動車を改造する場合、その経費を一部助成します。
- ◆対象 18歳以上で、次のいずれにも該当する方
 - ①上肢・下肢・体幹機能障がい1級～2級
 - ②本人または扶養義務者の前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額の範囲内
 - ③障がい者本人が所有・運転する自動車の一部を改造する必要がある
- ◆金額 操向装置および駆動装置の改造に要する費用（上限133,900円まで）
- ◆問合せ先 障がい福祉課各援護係（☎ 11ページ参照）

身体障害者標識・聴覚障害者標識 ☎ 巻末ページ参照

- ◆標識の購入 お近くの自動車用品店、府中・鮫洲・江東運転免許試験場内売店
- ◆問合せ先 （一財）東京都交通安全協会 TEL 03-3471-2310

障がい者自動車購入費の貸付 ☎ 86ページ参照



駐車禁止の対象除外

- ◆内容 公安委員会が交付した駐車禁止等除外標章を車の前面に提示することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。
※申請方法と駐車する上での注意点は、所管の警察署でご確認ください。
- ◆対象 都内に住所を有し、下表に該当する手帳の交付を受けている方
- ◆問合せ先

千住警察署	TEL	03-3879-0110	FAX	03-3879-0520
西新井警察署	TEL	03-3852-0110	FAX	03-3852-0230
綾瀬警察署	TEL	03-3620-0110	FAX	03-3620-7200
竹の塚警察署	TEL	03-3850-0110	FAX	03-3850-0231

表 駐車禁止等除外標章の発行対象者一覧

手帳種別・障がい区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	上肢機能障がい	1級、2級の1、2級の2 ※	
	下肢機能障がい	1級～4級	
	体幹機能障がい	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級～2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能障がい	1級から4級
	視覚障がい	1級～3級、4級の1	
	聴覚障がい	2級～3級	
	平衡機能障がい	3級	
	内部機能障がい （心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	1級、3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級		
愛の手帳		1度～2度（3歳・6歳・12歳・18歳に達したときの更新申請が終了している方）	
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障がい、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障がい、肝臓機能障がい	特別項症から第3項症まで	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい	特別項症から第4項症まで	
小児慢性特定疾患児手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方	

※上肢機能障がい「1級、2級の1、2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障がいがある方です。一上肢のみに障がいのある方は対象となりません。



自動車・タクシー

都立公園駐車場の無料利用

- ◆内容 手帳を提示すると、下表「各公園連絡先一覧」の公園を無料で利用できます。
- ◆対象 身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者
- ◆問合せ先 東京都建設局公園緑地部公園課 TEL 03-5320-5376 FAX 03-5388-1532
 下表「各公園連絡先一覧」参照
 (公財)東京都公園協会公園事業部営業課 TEL 03-3232-3138

表 各公園連絡先一覧

公園名	所在地 (区市)	電話番号	公園名	所在地 (区市)	電話番号
上野恩賜公園	台東区	TEL 03-3821-0755	舎人公園 (第一) (第二)	足立区	TEL 03-3898-3555
夢の島公園	江東区	TEL 03-5569-4394			TEL 03-3854-8160
木場公園			TEL 03-3820-3526	東綾瀬公園	
潮風公園 (北・平日) (北・土日祝) (南・平日) (南・土日祝)	品川区	TEL 03-5569-4394	中川公園	葛飾区	TEL 03-3629-8164
		TEL 03-5531-0951	水元公園		TEL 03-3608-5194
		TEL 03-5569-4394	篠崎公園	江戸川区	TEL 03-3676-0287
		TEL 03-5531-0952	葛西臨海公園		TEL 03-3877-0725
蘆花恒春園	世田谷区	TEL 03-3352-5016	大島小松川公園		TEL 03-3685-7706
砧公園		TEL 03-3417-0308	宇喜田公園		TEL 03-3685-7706
駒沢オリンピック公園		TEL 03-3422-0288	武蔵野中央公園	武蔵野市	TEL 0422-54-1884
代々木公園	渋谷区	TEL 03-3485-4090	井の頭恩賜公園 (第一) (第二)	三鷹市	TEL 0422-79-2947
和田堀公園	杉並区	TEL 03-3313-4247			TEL 0422-29-8030
高井戸公園			TEL 0422-79-2947	武蔵野公園	府中市
汐入公園	荒川区	TEL 03-3807-5181	府中の森公園		TEL 042-368-0972
浮間公園	板橋区	TEL 03-3969-9168	神代植物公園	調布市	TEL 042-488-3234
赤塚公園		TEL 03-3938-5715	野川公園		TEL 0422-32-4682
城北中央公園	練馬区	TEL 03-3931-3650	武蔵野の森公園		TEL 0422-32-4682
石神井公園		TEL 03-3904-2945	小金井公園	小金井市	TEL 042-384-2093
光が丘公園		TEL 03-3938-1406	武蔵国分寺公園	国分寺市	TEL 042-368-0972
大泉中央公園		TEL 03-3867-8096	六仙公園	東久留米市	TEL 042-384-2093

海上公園駐車場の無料利用

- ◆内容 手帳を提示すると、下表「各駐車場管理者連絡先一覧」の公園を無料で利用できます。
- ◆対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ◆問合せ先 下表の「各駐車場管理者連絡先一覧」参照

表 各駐車場管理者連絡先一覧

公園名	駐車場管理者	電話番号	ファクス
青海南ふ頭公園 (江東区)	お台場海浜公園管理事務所	TEL 03-5531-0852	FAX 03-3599-9052
有明テニスの森公園 (江東区)	有明テニスの森公園管理事務所	TEL 03-3529-3301	FAX 03-3529-1433
大井ふ頭中央海浜公園 (品川区)	東京港埠頭	TEL 03-3599-7461	FAX 03-3599-7493
城南島海浜公園 (大田区)			
お台場海浜公園 (港区)	東京テレポートセンター	TEL 03-5500-5672	FAX 03-5500-5668
シンボルプロムナード公園 (江東区)			
辰巳の森海浜公園 (江東区)	辰巳の森海浜公園管理事務所	TEL 03-5569-8672	FAX 03-5569-8673
若洲海浜公園 (江東区)	若洲海浜公園管理事務所	TEL 03-3522-3225	FAX 03-3522-3224

※当駐車場は公園利用者のための駐車場です。



公共駐車場の割引

- ◆内容 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示すると、以下の公共駐車場を一部または全額無料で利用できます。
- ◆利用施設 《最初の1時間無料》
八重洲、日本橋（令和4年10月より一時閉鎖中）、宝町、東銀座、新京橋、板橋四ツ又、錦糸町パークタワー、しごとセンター（令和5年4月より一時閉鎖中）、西新宿第四、練馬区中央陸橋ユニバーサルデザイン
《全額無料》
都庁第一・第二本庁舎、世田谷区二子玉川公園、生物園第一・第二、健康プラザ「ハイジア」地下（駐車禁止除外指定車のみ）
- ◆問合せ先 東京都道路整備保全公社
〒163-0720 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 20階
TEL 03-5381-3383 FAX 03-5381-3355

区営自転車等駐車場の利用料の免除・割引

- ◆内容 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を管理人に提示すると、下表の区営自転車等駐車場の一時利用料が免除（コインラック式で管理人が常駐しない自転車等駐車場を除く）または、定期利用料が半額で利用できます。
- ◆問合せ先 交通対策課自転車係（区役所北館4階）
TEL 03-3880-5914 FAX 03-3880-5479
各区営自転車駐車場（下表「免除・割引対象の区営自転車等駐車場」参照）

表 免除・割引対象の区営自転車等駐車場

地区	駐車場名	電話番号	一時	定期	地区	駐車場名	電話番号	一時	定期
綾瀬	綾瀬北	TEL 03-5682-2712	—	○	北綾瀬	北綾瀬南	TEL 03-3629-1042	○	○
	サイクルパーク綾瀬	TEL 03-5616-2312	○	○		北綾瀬北	TEL 03-3629-0804	—	○
	綾瀬南	TEL 03-5680-0565	○	○		谷中四丁目	TEL 03-5682-2420	○	○
	綾瀬西	TEL 03-5616-7236	○	○	青井	青井駅	TEL 03-3880-0641	○	○
千住	千住大橋	TEL 03-3882-6449	○	○	六町	六町駅	TEL 03-3884-0520	○	○
	北千住南	TEL 03-3870-2619	—	○	日暮里・舎人ライナー沿線	見沼代親水公園駅	TEL 03-3899-1731	○	○
	北千住北	TEL 03-3881-2623	—	○		舎人駅東第2	TEL 03-3857-6460	—	○
	北千住西口	TEL 03-3881-2990	○	—		舎人公園駅下	TEL 03-3856-7491	○	○
	関屋	TEL 03-3879-2325	○	○		谷在家駅西	TEL 03-3899-5265	○	○
竹の塚	竹の塚東 A 棟	TEL 03-3859-1065	—	○		谷在家駅東	TEL 03-3899-5265	—	○
	竹の塚東 B 棟	(竹の塚東 B 棟)	○	○	西新井大師西駅東	TEL 03-3899-0331	—	○	
	竹の塚南	TEL 03-3897-1848	—	○	江北駅西第2	TEL 03-3898-9116	—	○	
	竹の塚西	TEL 03-5837-0505	○	○	江北駅東	TEL 03-3898-9116	—	○	
西新井・五反野	西新井南	TEL 03-3880-7393	—	○	高野駅西	TEL 03-3899-9971	○	○	
	西新井	TEL 03-3880-7601	○	○	高野駅東	TEL 03-3899-9971	○	○	
	西新井栄町	TEL 03-5681-1940	○	—	扇大橋駅下	TEL 03-3899-2119	○	○	
	西新井東	TEL 03-3880-5258	—	○	扇大橋駅東	TEL 03-3899-9958	○	○	
	西新井西	TEL 03-3852-1233	○	○	足立小台駅	TEL 03-5244-0601	○	○	
	大師前	TEL 03-3890-3992	○	○	宮城	宮城二丁目	※なし	—	○
	五反野北	TEL 03-3887-3706	○	○					

※原動機付自転車については、交通対策課自転車係にお問い合わせください。



自動車・タクシー